

2022年6月29日

松谷清 議員

## 2. 個人情報保護の現状と改正個人情報保護法への対応について

情報化・デジタル化の進展により「個人情報保護」「データ流通」の両立が要請される中、2021年5月、民間、行政機関、独立行政法人の3つに分かれていた個人情報保護法を統合し、来年5月までに自治体の個人情報保護条例も共通のルールに改めることを法制化しました。これにより自治体の条例制定権の不当な制限、個人情報保護制度が後退することが懸念されています。国会審議においては、自治体の条例改正については地方自治の本旨に基づいて自治体を尊重することとする付帯決議が付きまして。市総務局は、総務省から4月28日付ガイドライン通知を受け6月6日情報公開・個人情報保護審議会に法改正の説明をしています。今後条例改正案を諮問することになります。

- ①4月28日ガイドラインは、地方分権一括法により中央政府と地方政府は対等、「通達」でなく「通知」つまり「技術指針」の性格を持つ、一方でガイドラインにおいて「しなければならない」「してはならない」「許容されない」とする項目があり、従わなかった場合法律違反の「可能性がある」とあります。個人情報保護法の改正に伴う本市の条例等の整備について、どのような姿勢で臨むのか。また、どのように条例等の整備を進めていくのか。

### <総務局長 答弁>

- ・今回の個人情報保護法改正の趣旨は、これまで国等や民間、自治体ごと個別に定められていた個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを定めることにある。
- ・しかし、保有個人情報の開示にかかる手続等には、法において、条例に委ねられている事項もあるので、市では必要な条例等の整備を行うことになる。
- ・条例等の整備を進めるにあたっては、本市の個人情報の保護に関する重要事項を所掌する静岡市情報公開・個人情報保護審議会において、専門的な視点で条例案を検討していただくほか、市民の皆さんのご意見を伺うことも予定している。
- ・改正法の施行が予定されている令和5年4月1日までに条例等の整備を行う必要があるため、令和5年2月議会へ議案を上程する予定である。

市の条例改正への基本姿勢によっては、個人情報の匿名加工情報としての活用という流れの中で、個人情報コントロール権、国による個人情報の一元管理につながるなど、現行の個人情報保護条例は大きく変わります。現行個人情報保護条例は、個人情報の本人外収集、目的外利用・提供の制限、オンライン結合の禁止となっています。例外として実施機関が「個人情報保護審議会」に意見を聴いた上で「公益上の必要があると認められるとき」があります。つまり、自治体で判断をしていました。

②個人情報の利活用について、現行制度における個人情報保護審議会の目的外利用の審議案件はどのようなものがあるか。

**<総務局長 答弁>**

- ・平成 29 年度から令和 3 年度までに 5 件あり、いずれの案件も公益上必要があるとの意見を受けている。
- ・内容は、「子ども医療費助成」や「幼児教育の無償化」の業務で住民基本台帳情報を、「未就園児等の安全確認業務」で福祉トータルシステム情報を、「プレミアム付商品券」に係る業務で、他の市区町村に措置されている児童に関する情報を、「新型コロナウイルス感染症に関する業務」で、包括的に市が保有する個人情報を利用したものである。

③デジタル庁と個人情報保護委員会事務局から「先行自治体における論点整理」が資料として提出されています。お手元資料で箕面市では「生活保護世帯を特定した上で、その子どもに限って、学力・体力や非認知能力に関する情報」を目的外利用しており、こうしたことが公共政策において日常化します。法改正移行後における個人情報の利用についてどのように判断し、どのような配慮をしていくのか。

**<総務局長 答弁>**

- ・改正法移行後に目的外利用が可能となるのは、全国共通ルールのもと、改正法に規定される場合に限られるため、市が判断できるのは、その規定に該当するか否かに限定される。
- ・判断にあたっては、国の個人情報保護委員会から示されているガイドライン等を参考にすのほか、必要に応じて同委員会から意見を聴取するなどして、全国共通ルールにおける安定性や公平性を確保していく。
- ・利用についての配慮としては、これまでと同様に、個人情報を閲覧できる職員の制限や業務終了時のデータの削除など、安全管理を徹底していく。

④法改正により行政機関等匿名加工情報制度が開始されるが、その点に関し条例の整備はどのように行っていくのか。

**<総務局長 答弁>**

- ・この制度は、市が保有する個人情報の一覧データから個人を識別できる情報を削除し、事業者等からの提案に基づいて、当該提案者に提供するものであり、提供を受けた事業者等は、そのデータを分析し、事業活動などに活用していくことが想定される。
- ・この制度についても、全国的な共通ルール化という改正法の趣旨に則り、全体の条例等の整備の中で必要な検討を行っていく。

改正個人情報保護法の対応については様々な論点があります。その一つが個人情報審議会の役割を

どうするかがあります。地方自治の本旨に基づき従前どおりに条例制定を行うか、個人情報審議会の役割を定めた法律第 129 条を柔軟に解釈し法の「横出し」「上乘せ」する条例制定権を行使するか否か、の判断が問われます。

⑤改正法移行後の個人情報の目的外利用等の可否判断について審議会の役割はどのようになるのか。

#### <総務局長 答弁>

- ・法改正により、これまで本市の情報公開・個人情報保護審議会で審議いただいていたような個別具体的内容は、国の個人情報保護委員会が所管することとなる。
- ・国のガイドラインでは、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、審議会に諮問することができること示されている。
- ・本市の審議会の役割についても、今後、国の個人情報保護委員会から意見を聴取するなどして、検討を進めていく。

最後に、議会は国の個人情報保護法の傘下になく独立しています。議長会からも参考通知がありますがまさに私たち静岡市議会の分権自治及び個人情報保護に対する見識が求められことを述べて質問を終わります。